

苫小牧工業高等専門学校防災規程

規則第24号

制 定 昭和60年8月5日

一部改正 平成18年4月1日

一部改正 平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における防災に関し必要な事項は、消防法（昭和23年法律第186号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及びその他法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、本校における火災、地震及びその他の災害（以下「災害」という。）を予防し、人命を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減及び復旧を図ることを目的とする。

(教職員の義務)

第3条 本校教職員・学生（以下「教職員等」という。）は、災害発生の防止に努め、特に火気及び電熱使用機器並びに薬品、その他の危険物を取り扱う場合は、関係法令等に従い適切に取り扱うものとする。

2 教職員等は、本校に火災その他の災害が発生し、又は近隣に発生した災害のため被災のおそれがあると知ったときは、速やかに対処しなければならない。

(防火管理の総括等)

第4条 校長は、本校防災管理の全般を総括する。

2 事務部長は、校長の命を受け、本校防災管理に関する事務を処理する。

(委員会)

第5条 防災に関する事項の審議は、運営委員会で行う。

(防火管理者)

第6条 防火管理に関する業務を行わせるため、消防法（以下「法」という。）第8条に定める防火管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条に定める資格を有する者のうちから校長が命ずる。

3 防火管理者は、学長の命を受け、教職員及び学生等に、この規程に定める事項の周知徹底を図るとともに、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 消防計画の作成及び変更
- 二 消火、通報及び避難訓練の実施
- 三 消防用設備等の点検検査及び維持管理
- 四 火気の使用及び取扱いに関する指導、監督

- 五 建物，設備の管理
- 六 災害予防に関する教育
- 七 災害対策マニュアルの作成
- 八 その他防災上必要な事項

附 則

- 1 この規程は，昭和60年8月5日から施行する。
- 2 防災対策要領（昭和41年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成21年4月1日から施行する。